

－和歌山県最低賃金を 56円引上げへ－



中山局長

廣谷会長

日 時：令和8年8月7日(金)午後5時～

場 所：和歌山労働総合庁舎(和歌山県和歌山市黒田二丁目 3 番 3 号)

和歌山労働局長(中山 始)から令和8年度和歌山県最低賃金の改正に関する諮問を受けた和歌山地方最低賃金審議会(会長 廣谷行敏弁護士)は、慎重な調査審議を重ねた結果、令和8年8月7日、和歌山県内の最低賃金(時給)を現行の時間額1,045円から56円引上げ(5.36%)の時間額1,101円にすることを和歌山労働局長に答申しました。

今後、法令に定める手続きを経て決定すれば、10月3日に発効する予定となっています。